

平成28年度 第2回

魚沼市農業委員会総会議事録

平成28年5月

魚沼市農業委員会

別紙 1

平成28年度第2回魚沼市農業委員会総会委員出欠表

出席 22名 定員 29名
欠席 5名 欠員 2名

(委員)

出	欠	席番	氏名	備考
○		1	中澤正規	
	○	2	目黒隆弥	
○		3	関武雄	
○		4	馬場公雄	
○		5	八木修司	
○		6	横山史子	
		7		
○		8	蕨澤芳子	
○		9	大島強喜	
○		10	佐藤正喜	
		11	佐野彰	
○		12	櫻井貞夫	
	○	13	櫻井信夫	
○		14	田中正雄	
	○	15	阿達正	
○		16	森山武郎	
○		17	小島祐治	
○		18	桑原正文	
○		19	小岩勇	
○		20	星野貞樹	
		21		
	○	22	高橋日出子	
○		23	小幡悦男	
	○	24	橘精一	
○		25	渡邊弘義	
○		26	渡邊正一	
○		27	梅田隆夫	
○		28	小西正春	
○		29	上村喜久雄	

(事務局)

出	欠	氏名	備考
○		山本健一	
○		穴沢裕子	
○		高橋智也	

平成28年度 第2回魚沼市農業委員会総会付議事件一覧表

平成28年5月25日

日程	議案番号	付 議 事 件
		開会宣言 13 時 30 分
1		報告事項 会務報告 部会報告
2		議事録署名委員の指名について 25 番 渡邊 弘義 委員 26 番 渡邊 正一 委員
3	報告第1号 報告第2号	農地貸借の合意解約について 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
4	議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号 議案第5号 議案第6号	農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について 農地法の適用を受けない事実確認の決定について 農用地利用集積計画意見決定について 平成27年度農業委員会活動の点検・評価及び平成28年度活動計画等の決定について
5		その他 閉会宣言 14 時 20 分

平成28年度第2回魚沼市農業委員会総会議事録

平成28年度第1回魚沼市農業委員会総会は、平成28年5月25日魚沼市広神庁舎3階会議室に招集された。

1. 出席委員は、別紙1のとおりである。
2. 本総会に付議された事件は、別紙2のとおりである。

事務局（高橋主任）

それでは時間になりましたので、総会に先立ちまして、本日の出席者数をご報告いたします。委員定数27名のうち欠席届出のあった方、議席番号2番目黒隆弥委員、議席番号13番櫻井信夫委員、議席番号15番阿達正委員、議席番号22番高橋日出子委員、議席番号24番橋精一委員の5名です。議席番号27番梅田隆夫委員からは遅れるという報告を受けております。出席者数22名で、魚沼市農業委員会会議規則第7条の規定による定数に達しておりますので、ただ今から平成28年度第2回魚沼市農業委員会総会を開催いたします。

初めに上村会長から挨拶をいただきます。お願いします。

（時刻は13時30分）

上村会長
（挨拶）

会 務 報 告

議 長（上村会長）

それでは、日程第1報告事項「会務報告」を議題とします。

事務局（山本事務局長）

主要会務報告、主要会務予定について説明

議 長（上村会長）

続きまして、部会報告をお願いいたします。

農政部会長（田中正雄委員）

本日総会終了後に短時間ではございますけども、県外研修に関しまして少しお話をさせていただきたいと思っておりますので、若干居残りをお願いしたいと思っております。以上です。

農地部会長（森山武郎委員）

来月6月の総会後に部会を開きたいと思っておりますので、部会員はまたよろしくお願ひします。

広報部会長（菫澤芳子委員）

広報部会では、全国農業新聞6月17日号に記事の依頼があり、5月19日に部会を開き検討した結果、市内の学校田への取り組みを考えています。総会終了後に部会でまとめていきたいと思っています。

お願いになりますが、8月には農業委員だよりの発行を予定しております。皆さんの地域の様子や取り上げてほしいことなど、取材のほうは私たちが出向きますので、情報の提供をよろしくお願いいたします。

議長（上村会長）

それぞれ、会務報告並びに部会報告が終了いたしました。私のほうから会務報告の中で、中越協議会の臨時総会また5月20日に中越協議会の役員会・総会ということで掲げてありますが、実は臨時総会の内容については湯沢町の農業委員会の会長が代わったというようなことで、その中で任期途中であるけれども健康面の関係の臨時総会での決議でございました。また、5月20日の総会については、中越協議会の総会、通常の前年度の決算また新年度の予算というようなことと、それに合わせてこの湯沢の農業委員会の会長の変更とそのことの承認、そんなことで開催されたということでございます。中越協議会というものについては10農業委員会が加盟しているというような状況であります。

皆さま方で内容について質問・ご意見がありましたら、お願いいたします。

（特になし）

特になければ、次に進めさせていただきます。

議事録署名委員の指名について

議長（上村会長）

日程第2「議事録署名委員の指名」について、会議規則第14条に掲げてありますので指名させていただきますが、議長に一任いただけますでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議席番号25番渡邊弘義委員及び議席番号26番渡邊正一委員の両名を指名いたします。

農地貸借の合意解約について

議長（上村会長）

続いて、日程第3報告第1号「農地貸借の合意解約」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢主任）

議案書の3ページをお願いします。

日程第3報告第1号「農地貸借の合意解約」について、今月は2件の届け出がありました。詳細については事前配布のとおりです。以上です。

議長（上村会長）

報告第1号については、事務局の説明のとおり事前配布ということで、目を通していただいたと思います。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、お諮りいたします。報告第1号「農地貸借の合意解約」については、届出のとおり承認することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認することといたします。

農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議長（上村会長）

日程第3報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢主任）

議案書の4ページをお願いします。

日程第3報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について、今月は19件受理し、受理通知書を送付いたしました。既に貸借権の設定、認定農業者等への貸し付けされている農地がありますが、相続人は全て魚沼市にお住いの後継者等に当たるため、今後も継続して耕作されていくものと思います。以上です。

議長（上村会長）

報告第2号について、事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見がある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

それでは特にないようですので、お諮りいたします。報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について、届出のとおり承認してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認することといたします。

農地法第3条の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢主任）

議案書の5ページをお願いします。

日程第4議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について、今月は売買による所有権移転が1件です。

整理番号1 申請地 ***** 畑 299 m²

譲渡人 *****

譲受人 *****

権利種別 所有権移転 売買 全体で*****円

申請の理由は、経営規模の拡大を図るため。譲受人は今年より新規就農された方で、花を植えたいという希望があり申請されたものです。耕作意欲があり、今後も効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

以上、整理番号1番につきまして、議案書に記載のあるとおり農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

議長（上村会長）

議案第1号について事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

事務局（穴沢主任）

橘精一委員からの現地調査の報告書が届いておりますので、代わって報告いたします。特に問題はないということでしたので、ご報告いたします。以上です。

議長（上村会長）

ご意見等どうでしょうか。

「なし」の声あり。

特にないようですので、採決に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」については、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、許可することといたします。

関連がありますので、先回のこの第3条の件で目黒委員から質問がありました件について、事務局から若干説明させていただきます。

事務局（穴沢主任）

前回、目黒委員から「親から子への経営移譲した案件について第三者の確認が必要なのか」という質問についてです。

梅田隆夫委員より確認済みだったことを議案書のほうに記載が漏れておりまし

た。よって確認は必要です。申し訳ありませんでした。以上です。

議 長（上村会長）

第三者の確認は必要ということです。そのようなことでひとつお願いいたします。

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する 意見について

議 長（上村会長）

続いて、日程第4議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

議案書の6ページをお願いします。

議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、今月の申請は1件です。

整理番号1	申請地	*****	田	107 m ²
	農地区分	第一種農地		
	申請人	*****		
	申請概要	住宅1棟2階建		
	転用目的	住宅建設の為		
	判断理由	申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの。		

申請地は*****地内の農地です。自宅の老朽化に伴い建て直すことになったが、現在の宅地では狭いため、申請地及び隣地を取得し住宅を建築する旨、申請があったものです。以上です。

議 長（上村会長）

議案第2号について、事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明ありましたらお願いいたします。

田中正雄委員

整理番号1番ですが、こちらは親同士が兄弟で、その子どもたちの世代になっているんですが、口頭のレベルで贈与をするしないということで話がされていて、実際に家を造る段階になったら土地が自分のものになっていないという、次の農地法第5条1項のほうにも関わってくるんですけども、その関係があって一旦贈与をしていただいた上で建物を建てるという形での報告がありました。詳細については今ほど事務局から報告があったとおりです。

議 長（上村会長）

ただ今事務局並びに地区担当委員の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(特になし)

特にないようですので、採決に入ります。議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」については申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、異議なしと認め、許可相当の意見を付して県に進達することといたします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する 意見について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

議案書の7ページをお願いします。

議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、今月の申請は3件です。所有権移転贈与が2件、売買が1件となっております。

整理番号1	申請地	*****	畑	17 m ²
	農地区分	第三種農地		
	権利種別	所有権移転	贈与	
	譲渡人	*****		
	譲受人	*****		
	申請概要	宅地拡張	(17 m ²)	
	転用目的	宅地拡張		
	判断理由	都市計画法に規定する用途地域第一種住居地域が定められているため。		

申請地は*****地内の農地です。隣地に住宅を建築中であり、申請地を譲り受け住宅用地の一部として利用したい旨、申請があったものです。

整理番号2	申請地	*****	田	362 m ²
	農地区分	第一種農地		
	権利種別	所有権移転	贈与	
	譲渡人	*****		
	譲受人	*****		
	申請概要	住宅1棟2階建		
	転用目的	住宅建設の為		
	判断理由	申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。		

先ほど説明をいたしました第4条整理番号1との一体の計画となっております。

整理番号3 申請地 **** 田 243 m²
農地区分 第二種農地
権利種別 所有権移転 売買 ****円
譲渡人 ****
譲受人 ****
申請概要 住宅1棟2階建
転用目的 一般住宅建築用敷地
判断理由 申請地は中山間地に位置する小規模で生産の低い農地
であるため。

申請地は****地内の農地です。市内アパートに住む借受人家族は子供の成長に伴い手狭になったため、新築地を探していたところ所有者と話がまとまり、住宅を建築する旨、申請があったものです。以上です。

議長（上村会長）

議案第3号について事務局の説明に続いて、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

田中正雄委員

整理番号2番ですが、先ほどの第4条と関連性がありまして、先ほど事務局から詳細を報告のあった通り問題ないと思われまます。

議長（上村会長）

整理番号1番・3番については事務局の説明のとおりということでございます。それでは、内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特になしですので、採決に入ります。採決は整理番号の順番に行います。最初に、整理番号1番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

次に、整理番号2番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号3番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、異議なしと認め、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」については、整理番号1番から3番まで許可相当の意見を付して県に進達することといたします。

農地法の適用を受けない事実確認の決定について

議長（上村会長）

日程第4議案第4号「農地法の適用を受けない事実確認の決定」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

議案書の8ページをお願いします。

議案第4号「農地法の適用を受けない事実確認の決定」について、今月の申請は8件です。

整理番号1	申請地	*****	田	510 m ²
	新地目	山林		
	申請人	*****		
	非農地の原因	昭和の頃から耕作をしていないため山林・原野化しており、農地として復元することが困難なため。		
整理番号2	申請地	*****	合計	3,039 m ²
	新地目	原野		
	申請人	*****		
	非農地の原因	所有者の意思によらない災害により農地でなくなった。（平成16年10月23日中越大震災）		
整理番号3	申請地	*****	畑	125 m ²
	新地目	山林		
	申請人	魚沼市吉水47-1 角屋 實		
	非農地の原因	昭和の頃から耕作をしていないため山林・原野化しており、農地として復元することが困難なため。		
整理番号4	申請地	*****	畑	3.3 m ²
	新地目	原野		
	申請人	*****		
	非農地の原因	昭和の頃から耕作をしていないため原野化しており、農地として復元することが困難なため。		
整理番号5	申請地	*****	畑ほか4筆	
		合計 1,138 m ²		
	新地目	山林		
	申請人	*****		
	非農地の原因	昭和の頃から耕作をしていないため山林・原野化しており、農地として復元することが困難なため。		
整理番号6	申請地	*****	畑ほか1筆	250 m ²
	新地目	山林・原野		
	申請人	*****		

非農地の原因 昭和の頃から耕作をしていないため山林・原野化しており、農地として復元することが困難なため。

整理番号7 申請地 **** * 畑ほか2筆 合計 86.14 m²
新地目 原野
申請人 **** *
非農地の原因 昭和の頃から耕作をしていないため原野化しており、農地として復元することが困難なため。

整理番号8 申請地 **** * 畑 116 m²
新地目 原野
申請人 **** *
非農地の原因 昭和の頃から耕作をしていないため原野化しており、農地として復元することが困難なため。

議長（上村会長）

議案第4号について事務局の説明が終わりました。内容について、質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

中澤正規委員

原因説明のところで「昭和の頃から」という事項を使っていますが、申請の時はおおむね何年ごろから耕作放棄したとかというのは確認しておりますか。

事務局（高橋主任）

確認しておりません。申請書の内容で昭和の頃からという表記以外はありませんでしたので、それ以上のところはしておりません。

中澤正規委員

前から思っていたんですが、昭和は63年ありますので、おおむね初期か中期か後期かくらいのことは確認していたほうがいいのではないのでしょうか。

事務局（高橋主任）

以後、聞き取りするようにいたします。

議長（上村会長）

それでは、この件については本人に確認する。本人が分からなければそれはもう仕方ない。よろしくをお願いいたします。

ほかにどうでしょうか。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。議案第4号「農地法の適用を受けない事実確認の決定」について、整理番号1番から8番まで申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、許可することといたします。

農用地利用集積計画の意見決定について

議長（上村会長）

続きまして、日程第4議案第5号「農用地利用集積計画の意見決定」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢主任）

議案書の11ページをお願いします。

日程第4議案第5号「農用地利用集積計画の意見決定」について説明をさせていただきます。これは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画の意見決定を求めるものです。

利用権（設定）	件数	12件
	筆数	63筆
	面積	47,889㎡

なお、詳細につきましては、事前配布のとおりです。以上です。

議長（上村会長）

議案第5号について事務局の説明が終わりました。事前配布のとおりということでございます。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、採決に入ります。議案第5号「農用地利用集積計画の意見決定」については、計画のとおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定することといたします。

平成27年度農業委員会活動の点検・評価及び 平成28年度活動計画等の決定について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第6号「平成27年度農業委員会活動の点検・評価及び平成28年度活動計画等の決定」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

議案書の16ページからをお願いします。

議案第6号「平成27年度農業委員会活動の点検・評価及び平成28年度活動計画等の決定」について、説明させていただきます。

農業委員会では、農業委員会の適正な事務実施に基づいて、毎年その年の活動の点検・評価及び翌年の活動計画について作成することとなっております。前回3月

及び4月に開催されました総会において案を作成していただきまして、こちらのほうを窓口並びにホームページ等で公表しました。一か月間農家の方から広く意見を募集したところでございます。しかしながら今回は特に意見等はございませんでした。従いまして、原案どおり提案ということでさせていただきたいと思っております。

詳細については、事前配布のとおりです。以上です。

議長（上村会長）

ただ今事務局の説明が終わりました。27年度の点検・評価並びに28年度の計画ということで、先回の総会でも提示をさせていただいた内容でございます。

内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特になければ、採決に入ります。議案第6号「平成27年度農業委員会活動の点検・評価及び平成28年度活動計画等の決定」について、計画どおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定することといたします。

本日、総会に提案いたしました報告並びに議案各事項につきましては、全て終了いたしました。ありがとうございました。

（時刻は14時20分）

上記会議の内容は、平成27年度第12回魚沼市農業委員会総会の顛末に相違ないことを認め、署名する。

平成 年 月 日

魚沼市農業委員会

議席番号 番

議席番号 番
